

幼児教育・保育の無償化に関する 施設等利用給付認定について

大東市こども家庭室保育幼稚園グループ
〒574-8555 大東市谷川一丁目1番1号
Tel.072-870-0474



幼児教育・保育の無償化の対象となるには、施設等利用給付認定（以下に記載する3つの区分があります）を受けることが必要となります。

この案内には、施設等利用給付認定に関する手続き等について記載していますので、よくお読みのうえ、お手続きください。

施設等利用給付第1号認定（新1号認定）とは

幼稚園（私学助成園）等を利用する満3歳以上の子どもを対象とする認定（保育の必要性なし）

※保育の必要性があり、預かり保育を利用する場合は、次の新2号認定又は新3号認定を受けることができます（保育の必要性については次ページの「**2. 保育の必要性が認められる要件**」をご参照ください）。

施設等利用給付第2号認定（新2号認定）とは

幼稚園（私学助成園、新制度移行園）等や認定こども園（幼稚園機能部分に限る）、認可外保育施設等を利用する保育の必要性がある3歳～5歳（認定希望日の属する年度の4月1日時点の年齢）の子どもを対象とする認定

施設等利用給付第3号認定（新3号認定）とは

幼稚園（私学助成園、新制度移行園）等や認定こども園（幼稚園機能部分に限る）を利用する保育の必要性のある満3歳（認定希望日の属する年度の4月1日時点の年齢が2歳の子どものみに限る）の子ども、又は、認可外保育施設等を利用する保育の必要性がある0歳～2歳（認定希望日の属する年度の4月1日時点の年齢）の子どもを対象とする認定（市町村民税非課税世帯に限る）

1. 施設等利用給付認定の区分、無償化の対象費用等について

認定区分	年齢	利用施設	保育の必要性	無償化の対象となる費用
新1号認定	満3歳以上の子ども	・幼稚園（私学助成園）等	なし	・幼稚園等の利用料（保育料）及び入園料 ※上限あり ※預かり保育の利用料は対象外
新2号認定	3歳～5歳の子ども（認定希望日の属する年度の4月1日時点における年齢）	・認定こども園（幼稚園機能部分に限る）	あり	・幼稚園等の利用料（保育料）及び入園料 ※上限あり ※認定こども園、幼稚園（新制度移行園）を利用する場合は、市で決定する利用者負担額（保育料）が無償となります。 ・預かり保育の利用料 ※上限あり ・認可外保育施設等の利用料 ※上限あり
新3号認定 ※市町村民税非課税世帯に限る	0歳～2歳の子ども（認定希望日の属する年度の4月1日時点における年齢）	・幼稚園（私学助成園、新制度移行園）等 ・認可外保育施設等		

※ 無償化の対象となる費用や上限額については、認定区分や利用する施設によって異なりますので、必ず、別紙の「無償化の対象となる費用・上限額等について」をご確認ください。

※ 上限額を超える利用料や、無償化の対象外となる費用については、保護者負担となりますので、ご注意ください。

※ 幼稚園（新制度移行園）とは、教育・保育給付認定1号（この案内に記載する認定とは異なるものです。）を受けて利用する幼稚園です。

※ 幼稚園（私学助成園）とは、新制度移行園以外の幼稚園です。

2. 保育の必要性が認められる要件

新2号認定又は新3号認定を受けるには、保護者の方全員が以下の保育の必要な事由のいずれかに該当する必要があります。

	保育の必要な事由	保護者の状況
1	就労	月64時間以上の労働に常態的に従事している場合
2	妊娠・出産	出産予定日前8週間である場合又は産後8週間以内の場合
3	保護者の疾病・障害	保護者の病気や傷病、心身の障害により子どもを保育することが困難な場合
4	同居又は長期入院等している親族の介護等	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付添いのために子どもを保育することが困難な場合
5	就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）中の場合
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合 ※認定後90日以内に上記1の就労要件を満たす必要あり。
7	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっていることにより、子どもを保育することが困難な場合

※上記のほか、育児休業中の場合や上記に準じる状況にある場合は、保育の必要な事由に該当する場合があります。上記以外の事由による新2号認定又は新3号認定を希望される場合は、大東市こども家庭室保育幼稚園グループへお問合せください。

3. 施設等利用給付認定の申請方法

① 申請書類

認定区分	申請書類	
	申請書（様式）	添付書類
新1号認定	施設等利用給付認定申請書 （第1号認定） ※片面印刷	不要 （左記の申請書のみ）
新2号認定 新3号認定	施設等利用給付認定申請書 （第2号・第3号認定） ※両面印刷	保育の必要性に係る確認書類 （保護者の方全員分）

※保育の必要性に係る確認書類については、下記をご参照ください。

※新3号認定の申請を行う場合には、市町村民税非課税世帯であることの確認のため、課税証明書の提出等が必要となる場合があります。

※申請できる認定区分は、**新1号認定から新3号認定までのいずれかひとつ**となります。申請に関するフロー図を添付していますので、申請する認定区分の選択の参考としてください。

② 提出先

利用施設	提出先
幼稚園等 認定子ども園	利用施設へ提出 （利用施設で取りまとめの上、大東市に提出されます。）
認可外保育施設等	大東市（こども家庭室保育幼稚園グループ）へ提出

4. 保育の必要性に係る確認書類

新2号認定又は新3号認定の申請を行う場合は、**申請書に加えて次の保育の必要性に係る確認書類（保護者の方全員分）の提出が必要**となります。

	保育の必要な事由	必要書類
1	就労	就労証明書 ※大東市ホームページからダウンロード可能です
2	妊娠・出産	母子健康手帳の写し（氏名と出産日又は出産予定日が記載されているページ）
3	保護者の疾病・傷病	診断書（子どもの保育が困難であること、また、子どもの保育が困難な期間が記載されているもの）
4	保護者の障害	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
5	同居又は長期入院等している親族の介護等	被介護・看護者等の介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し又は診断書（介護・看護が必要であること、また、その期間が記載されているもの）
6	就学	在学証明書（入学予定の場合は合格通知等）及びカリキュラム又は時間割
7	災害復旧	罹災証明書等

5. 施設等利用給付認定の申請に関する注意事項

- ①申請にあたっては、申請書の記入漏れや添付書類の不足などがなく、必ず確認してください。（記入漏れ等があった場合は、それらの修正があった後の受付となります。）
- ②申請後に住所、世帯構成、職業、電話番号、保育の必要な事由などに変更が生じた場合、又は申請の必要がなくなった場合は、必ず大東市こども家庭室まで連絡してください。
- ③虚偽の申請や報告をした場合、保育の必要性などの要件を満たしていない場合（新2号認定又は新3号認定に限る）などの場合には、申請を却下する場合があります。

6. 施設等利用給付認定の有効期間

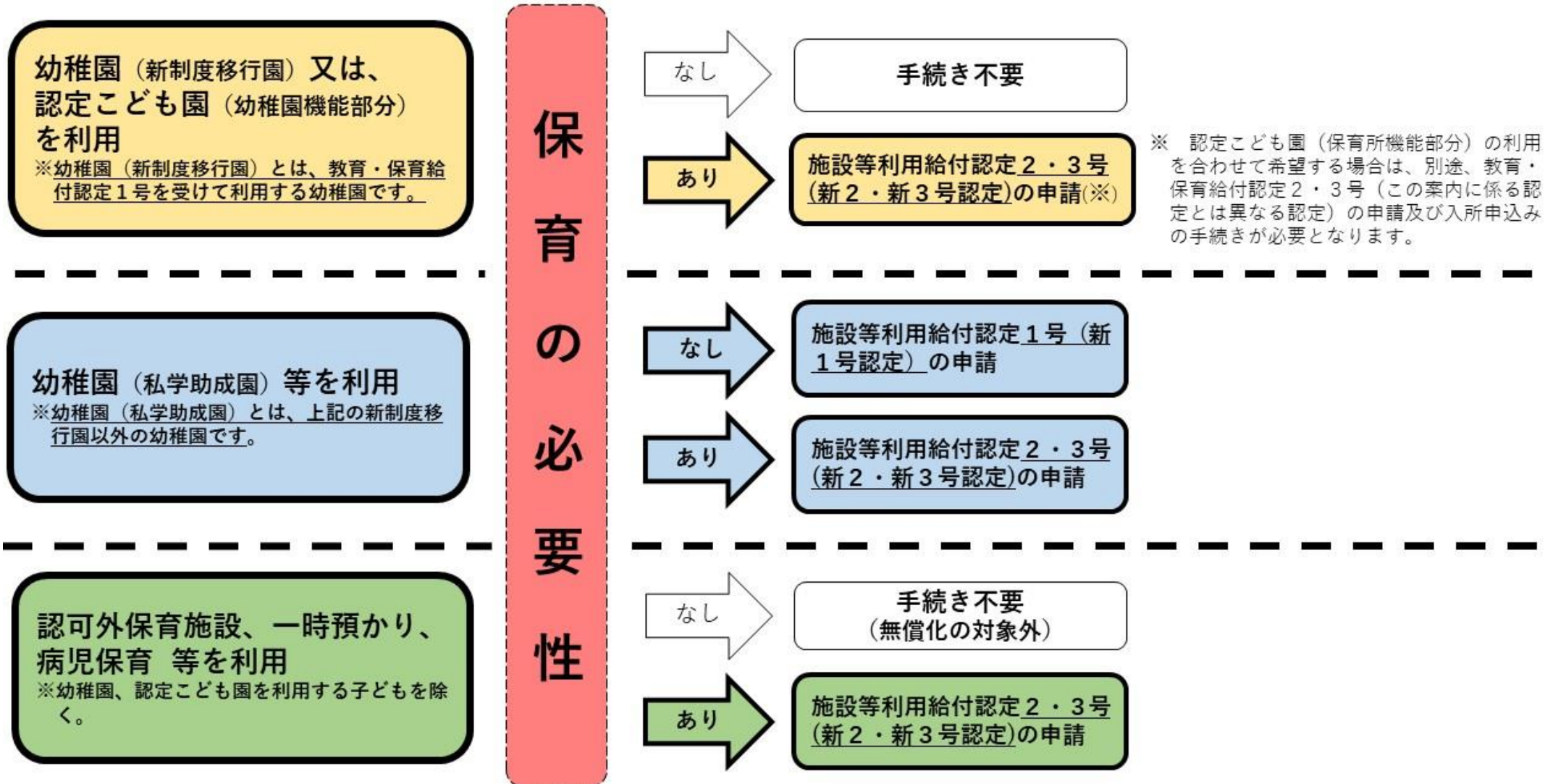
認定区分	保育の必要な事由	有効期間
新1号認定	—	小学校就学前まで
新2号認定	就労	小学校就学前まで
	妊娠・出産(※)	出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から出産日の8週間後の日が属する月の末日まで
	保護者の疾病・傷病(※)	診断書により家庭での保育が困難と認められる期間
	保護者の障害	小学校就学前まで
	同居又は長期入院等している親族の介護等	小学校就学前まで
	就学(※)	学校等の卒業・修了まで
	求職活動(※)	有効期間の開始日から90日を経過する日の属する月の末日まで
	その他	福祉事務所長が必要と認める期間
新3号認定	就労	満3歳に達した日以後最初の3月31日まで
	妊娠・出産(※)	出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から出産日の8週間後の日が属する月の末日まで
	保護者の疾病・傷病(※)	診断書により家庭での保育が困難と認められる期間
	保護者の障害	満3歳に達した日以後最初の3月31日まで
	同居又は長期入院等している親族の介護等	満3歳に達した日以後最初の3月31日まで
	就学(※)	学校等の卒業・修了まで
	求職活動(※)	有効期間の開始日から90日を経過する日の属する月の末日まで
	その他	福祉事務所長が必要と認める期間

※保育の必要な事由欄に「(※)」がある場合の施設等利用給付認定の有効期間は、有効期間欄に記載のある期間と小学校就学前まで(新3号認定の場合は満3歳に達した日以後最初の3月31日まで)のいずれか短い方の期間となりますので、ご注意ください。

7. 施設等利用費の支給方法

認定区分	対象費用	支給方法
新1号認定	幼稚園等の利用料(保育料)及び入園料 ※上限あり	大東市から利用施設へ支給します。 ※左記の対象費用について、利用施設への支払いは不要となります。
新2号認定 新3号認定	幼稚園等の利用料(保育料)及び入園料 ※上限あり	※ただし、上限額を超える利用料(保育料)等については、利用施設に支払う必要があります。
	預かり保育等の利用料 ※上限あり	大東市から保護者に支給します。 ※左記の対象費用について、利用施設へ支払う必要はありません。
	認可外保育施設等の利用料 ※上限あり	※大東市から支給する額は、上限額の範囲内となります。 ※請求方法等については、施設等利用給付の認定時にお知らせします。

■ 施設等利用給付認定申請フロー図



※ 認定こども園（保育所機能部分）の利用を合わせて希望する場合は、別途、教育・保育給付認定2・3号（この案内に係る認定とは異なる認定）の申請及び入所申込みの手続きが必要となります。